

1

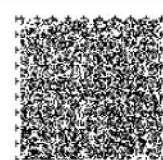
避難の流れを確認しよう

大地震はいつ発生するかわかりません。命を守ることを最優先に行動しましょう。

「危険があるかどうか」「どこに避難するか」は、自分で情報収集して判断しなければなりません。

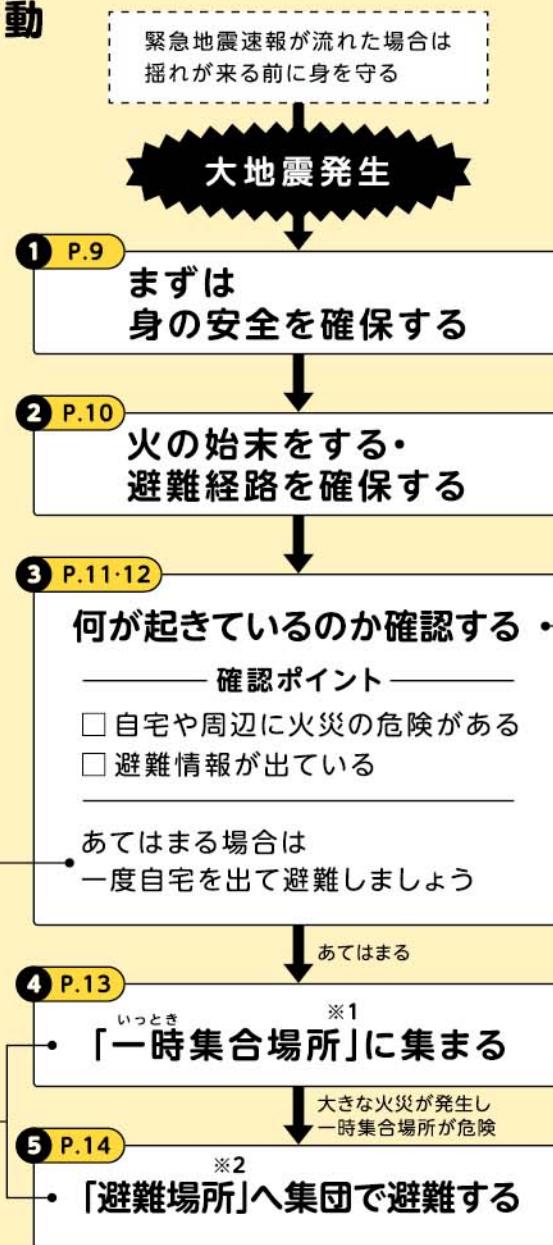
前もって避難の流れを確認しておきましょう。

※水害時の避難についてはP.29参照



地震時の避難の流れ▶自宅に居た場合

▶避難行動



▶被災後の生活

6 P.15

自宅の状況を確認する

確認ポイント

- 焼失または倒壊し生活できない
- 倒壊の危険性がある
- 火災、液状化など二次災害の危険がある
- 隣の家が傾いており自宅への影響が大きい
- 生活に第三者のサポートが必要

あてはまるものがあれば自宅以外での生活も検討しましょう

ポイント

ストレス軽減や感染症拡大防止のためにも、自宅で生活できるのであれば自宅にとどまりましょう

あてはまらない

7 P.17~19 **自宅にとどまる**
(在宅避難)

あてはまる

8 P.20 **親戚や知人の家へ避難する**
(縁故等避難)

あてはまる

9 P.21・22 **「第一次避難所」へ避難する**

身を寄せられる親戚・知人がいない

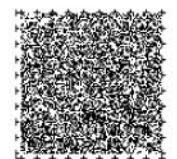
ポイント

- 場所の確認はしてありますか?
- ペット動物も一緒に避難できます飼育に必要なものは持参(P.22)

第一次避難所での生活が困難

10 P.23

「福祉避難所(第二次避難所)」へ区が移送する

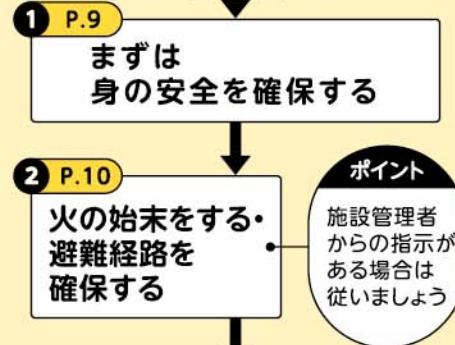


地震時の避難の流れ ▶ 外出先の場合

▶ 避難行動

緊急地震速報が流れた場合は
揺れが来る前に身を守る

大地震発生



あてはまらない
あてはまる

確認ポイント

- 周辺に火災の危険がある
- 避難情報が出ている

あてはまる場合は
一度安全な場所へ
避難しましょう

最寄りの「避難場所」 へ避難する

※
・火災の危険が
なくなった
・避難情報等解除

▶ 安全に自宅へ 帰るために

11 P.25・26

自宅へ帰れるか どうか確認する

確認ポイント

- 夜間である
- 余震が続いている
- 自宅までの経路の
安全が確認できない

あてはまるものがあれば
むやみに移動しない
ようにしましょう

11 P.25・26

会社、学校、 一時滞在施設など、 身を寄せられる 場所にとどまる

安全に帰れる
ようになった

自宅に戻る (帰宅後はP.6のフロー⑥へ)

地震時の避難の流れ ▶ 自力で避難ができない方

▶ 事前準備

12 P.27

家族等と話し合っておく

緊急時の連絡方法や
避難の方法等について

12 P.27

かかりつけ医に 相談しておく

12 P.28

支援してくれる人を 確保しておく

12 P.28

地域の方と交流する

P.28の条件に当てはまる方は
「避難行動要支援者名簿」に登録されます

▶ 避難行動

介助者が近くおらず
一人で行動することが
難しい場合

緊急地震速報が流れた場合は
揺れが来る前に身を守る

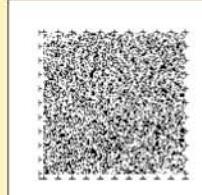
大地震発生

安全な姿勢をとる

少しでも安全な場所で 助けを待つ

事前に相談しておいた 支援者と連絡をとる

支援を受けて避難する 自 宅: P.5のフロー③へ 外出中: P.7のフロー③へ



1 まずは身の安全を確保する

緊急地震速報が流れたら、まず何よりも先に身を守るための行動をとります。突然大きな揺れが来た場合は、移動が難しい場合もありますが、下記の「るべき行動」に従って落ち着いて行動してください。

△どこにいても、命を守る行動が最優先△



るべき行動

- 物が落ちてこない場所へ移動する
- 周りにあるもので頭を守る

①自宅の場合

- 大きな家具から離れる。● 照明機器や棚の中身が落ちてくることも考えて移動する。
- 太い柱や壁があれば身を寄せせる。
- 机の下に入る等、頭を守る。机等がなければクッション、枕、雑誌など、身の回りにあるものを使う。

机が動くため机の脚をつかむことも大切

日頃から家具転倒防止などの対策を

- 家具や電気製品等の転倒防止
- 棚の扉の開放防止
- 窓にはガラス飛散防止フィルム

▶助成制度(P.77)



②屋外の場合

- 頭上を確認しながら、看板や窓ガラスなど、落下しそうなものがいる場所へ移動する。
- 建物、ブロック塀、自動販売機等から離れる。
- 鞄などで頭を守る。

2 火の始末をする・避難経路を確保する

揺れがおさまっても、再び大きな揺れが来る場合もあります。落ち着いて火の始末や避難経路の確保を行いましょう。



るべき行動

- 火の元を確認、ガスの元栓は閉める
- 自宅で出火していれば初期消火に努める
- 窓やドアを開ける

①落ち着いて火の始末をする

飛散したガラスなどで足をけがしないようスリッパなどを履き、落ち着いて火元の確認をします。

初期消火のため、自宅に家庭用消火器を備えておくと安心です。

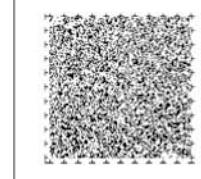
<自宅から出火していたら>

- 大きな声で周りに知らせる。
- 119番へ通報する。
- 火が小さいときは消火器や水等で消火する。
- 炎が天井に達するなど、危険を感じた場合は迷わず避難する。



②避難経路を確保する

揺れで建物がゆがみ、部屋や玄関のドアが開かなくなる場合があります。いつでも外へ出られるように、部屋の窓や戸、ドアを開けて出口を確保しましょう。



3 何が起きているのか確認する

自分の目や耳、または行政機関等の情報で周囲の状況を確認し、避難が必要かどうか判断しましょう。



- 周辺に火災の危険がある
- 避難情報が出ている

X いずれも当てはまらない場合

自宅の状況を確認する (P.15)

O いずれかに当てはまる場合

いつとき
「一時集合場所」に集まる (P.13)

外出中の場合

- 施設管理者の指示があれば従う。
- 指示がなければ「避難場所」など安全な場所へ移動する。

①身の回りを確認する

周囲の状況を目視で確認し、安全を確保します。必要に応じて避難や救助活動を行いましょう。

- 誰かと一緒にいる時はお互いの状況を確認。
- 落ちてきそう・倒れてきそうなものはないか。
- 周辺で火災が発生していないか。
- 近隣で助けが必要な人はいないか。

②正しい情報を得る

行政機関や消防署など、信頼できるところから情報を収集しましょう。災害時には不正確な情報やデマが広まることもあります。噂をそのまま信じことなく、正しい情報を得るように心がけてください。

- 避難情報（火災等による避難指示等）
- 地域の被害状況（大規模火災の情報、道路状況等）
- 避難所の開設状況

▶情報の入手方法は P.79

③外に出る場合の注意点

- ※通電火災を防ぐためブレーカーを落とす。
- ガス漏れによる爆発を防ぐためガスの元栓を閉める。
- 切れた電線に触らない。
- ひび割れたビルや塀には近寄らない。
- 頭上（落下物）に注意を払う。

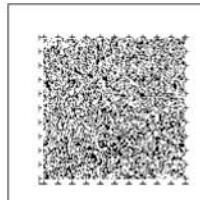
日頃から〈地震ブレーカー〉を設置しておきましょう

強い地震を感じた場合に自動的に電気の供給を遮断する機器です。

▶助成制度 (P.78)

※通電火災とは

地震による停電の後、電気が復旧したときに、スイッチが入ったままの電気器具に通電して発生する火災です。



4 「一時集合場所」に集まる

5 「避難場所」へ集団で避難する



避難する
タイミング

- 自宅に火災の危険が迫っている時
- 行政機関や消防署から避難の指示がある時



とるべき行動

- 可能であれば非常持出品 (P.75) を持つ、「一時集合場所」へ避難する
- 集合していない近隣の人が助けを必要としているか確認する
- 火災等の状況の様子を見る

火災等で一時集合場所が危険な場合は躊躇せずに集団で「避難場所」(P.14)へ

※1 「一時集合場所」とは?

大規模火災や大地震などが発生したときに、避難場所 (P.14) や第一次避難所 (P.21) に集団で避難するために、一時的に集まる場所です。町会・自治会ごとに公園・学校・神社などを指定しています。

この標識が目印▶



私の一時集合場所は?

近隣の方と確認し合っておきましょう。
わからない場合は災害対策課 (3880-5837) へお問い合わせください。

▶確認したらP.81に書いておきましょう



避難する
タイミング

いっとき
大きな火災等で一時集合場所が危険な時



とるべき行動

- 集団で助け合い、できるだけ安全な経路で一時集合場所から「避難場所」へ避難する
- 火災がおさまり危険がなくなるまで「避難場所」に待機する

火災がおさまった・避難指示が解除されたら自宅の状況を確認 (P.15)

※2 「避難場所」とは?

地震火災から命を守るために、火災が鎮火するまで待つ場所として東京都が指定している場所です。公園、緑地、広場、集合住宅、学校など、住所単位で区内32箇所が指定されています。▼避難場所の一例 (荒川河川敷)



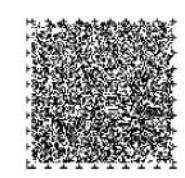
私の避難場所は?

地図 (P.41~60)、避難場所索引 (P.61~71) で確認しましょう。



地図ではこの記号

▶確認したらP.81に書いておきましょう



6 自宅の状況を確認する

自宅の状況を確認し、被災後にどこで生活するかを判断します。



判断ポイント

- 焼失または倒壊し生活できない
- 倒壊の危険性がある(詳細は右ページ参照)
- 火災、液状化など二次災害の危険がある
- 隣の家が傾いており自宅への影響が大きい
- 生活に第三者のサポートが必要

✗ いずれも当てはまらない場合

自宅にとどまる (P.17)

○ いずれかに当てはまる場合

親戚や知人の家へ避難する (P.20)

「第一次避難所」へ避難する (P.21)

①避難所以外の選択肢もご検討ください

「地震が起きたらとにかく避難所へ!」と思っていませんか?

不特定多数の方々と生活を共にする避難所への避難は、次のような課題もあります。

- プライバシーの確保が難しい。
- 避難所では、P.31のような感染症対策はとるもの、自宅等よりも3密(密閉・密集・密接)になりやすいため、感染症のリスクがある。



自宅で生活できる場合(例えば丈夫なマンション等にお住まい、飛び散った物等を片づけて生活できる場合など)は、自宅にとどまりましょう。

自宅で生活できない場合でも、親戚や知人の家など、避難所以外へ避難する選択肢を考えてみましょう。

②建物倒壊の危険性の判断について

* 見た目で確認する被害のほか、建物が旧耐震基準で建築されたかどうかを判断の目安にしましょう。

事前に確認	□ 旧耐震基準で建てられた建物かどうか
見た目で確認	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建物にひびが入っていないか <input type="checkbox"/> 建物が傾いていないか <input type="checkbox"/> 地面から水や砂が溢れ出しているか <input type="checkbox"/> 地面が沈み込んでいないか

* 旧耐震基準とは――

建築基準法の改正により、昭和56年(1981年)5月以前の着工であれば旧耐震基準、昭和56年(1981年)6月以降の着工であれば新耐震基準となっています。

液状化現象

地震が発生した際に地盤が液体状になる現象。液状化予測図など詳しくはこちちら

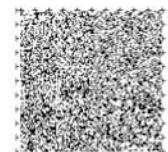


目安として、次のような書類で建築年や築年数を調べてみましょう。

検査済証	建築基準法に適合していることを証明する書類。 建築工事後、行政機関から建築主に交付され、売買時に引き渡されている場合もある。
建物登記簿謄本	法務局で取得可能。
重要事項説明書	建物購入または賃貸借契約時に不動産業者から交付される。

旧耐震基準で建築されている場合は、
耐震診断・耐震工事を受けておきましょう。

▶ 耐震診断・耐震工事の助成制度 P.77



7 自宅にとどまる(在宅避難)



P.15で、自宅で生活できると判断した時



とるべき行動

- 余震に備え、安全なスペースを確保する
- 自宅に備蓄している物を使って生活する
- できる限り避難所の運営にも協力する

自宅の倒壊などを免れた多くの方々は、当面自宅にとどまって生活することが想定されます。そのため、備蓄など日頃からの備えが重要です。

また、ライフラインの寸断が長期間にわたり、物資の不足が生じた場合は、食料や生活物資が地域の災害時の拠点となる第一次避難所(P.21)等で配付されることとなります。自宅で生活をする場合でも、できる限り避難所の運営に協力しましょう。

①余震への備え

大地震の後、1週間程度は、最初の地震の規模と同程度の地震に注意が必要です。まずは、安心して寝起きできるスペースを確保しましょう。

- 部屋を片付ける場合はスニーカーや手袋などを着用し、けがに注意する。
- 家具などの固定の再確認や補強をする。▶助成制度(P.77)
- 落下しきそうなものは床に下ろす。
- 電気やガスが止まっていても、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めておく。
- いつでも持ち出せる場所に非常持出品を置いておく。
- ゴミは分別し、区がゴミの置き場所を指定するまでは自宅で保管する。

②家庭での備蓄

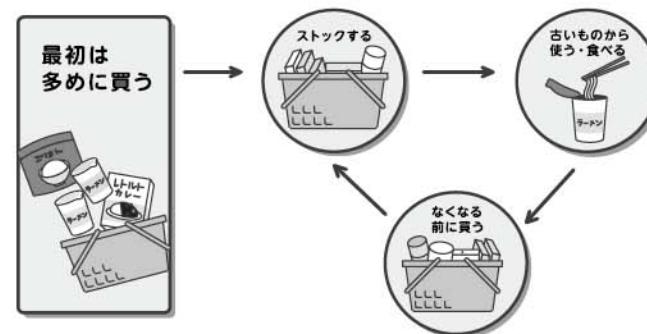
大地震の後は、ライフラインが寸断され、物資供給の停滞も想定されます。流通が徐々に回復したとしても、必要なものがすぐに入手できるようになるとは限りません。

日頃から下記を参考に十分な量を備えておきましょう。

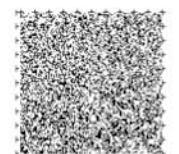
- 水や食料、簡易トイレなどを最低3日分、できれば1週間分備える。
- 飲料水は1人1日3リットルを目安とする(調理に使用する量を含む)。
- 普段使っている眼鏡や医薬品など、自分や家族の状況に合ったものを備える。
- ラジオや懐中電灯、電池など災害用に準備するものは、定期的に使用方法や動作の確認を行う。

<コツは「日常備蓄」>

- 食料、飲料水、日用品などは、多めに買って定期的に消費し、使った分だけ買い足すことで常に一定量を備蓄する(=ローリングストック法)。
- 食品は、冷蔵庫・冷凍庫の中に普段から食材を多めに買い置きすることでも備蓄になる。



▶備蓄品のチェックリストはP.73・74



③トイレの備え

震災時は断水や下水管の破損により長期間トイレが使えなくなることがあります。第一次避難所の仮設トイレは数が限られ、衛生管理が困難な場合もあります。

そのような時にもトイレを我慢しなくて済むように、自宅で十分な量の簡易トイレなどを備えておくことが大切です。

1人1日5~7回分を目安に簡易

トイレを備蓄する。

使用済の簡易トイレを保管するため、

密閉機能のある箱や袋を準備する。

トイレを我慢するために
水分補給を控えることが
ないようにしましょう。

<トイレに水を流す前に>

自宅の排水管や道路の下水道管が破損した状態でトイレに水を流すと、汚水の逆流や噴出が起こることがあります。

集合住宅では下の階で汚水が逆流する場合もあります。

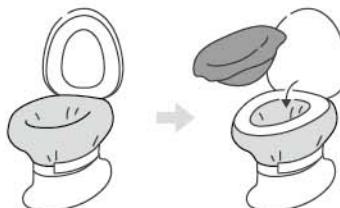
配水管や下水管に損傷がないことを確認できるまでトイレに水を流さない。

地域の下水道に使用制限がかかっていないか確認する。

排水設備業者に点検してもらう。

マンションの場合は、管理組合等に確認する。

<簡易トイレの使い方>



便座を上げて
ごみ袋を敷く

便座を下げて便
袋をセットする

便を吸収させるものを入れる
新聞紙等→利用前
凝固剤→利用後

便袋を取り出し、
口をしばって
ゴミの収集がある
まで保管

8 親戚や知人の家へ避難する(縁故等避難)



避難する
タイミング

P.15で、自宅での生活が難しいと判断した時
(身を寄せられる親戚や知人がいる場合)



とるべき行動

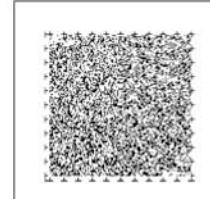
- あらかじめ決めていた手段で連絡を取る
- 周りに注意しながら避難先へ移動する

もしもの時に助け合う方法について 日頃から親戚や知人と相談を

自宅で生活できない場合でも、親戚や知人の家に安全に移動できれば、見知らぬ人との共同生活よりも過ごしやすく、避難所の密集を避けることもあります。

被災して不安をかかえるお一人暮らしの方は、友人と集まって生活するのも一つの方法です。

事前に親戚や知人と、地震がきたときの連絡手段や避難について話し合っておきましょう。



9 「第一次避難所」へ避難する^{※1}



P.15で、自宅での生活が難しいと判断した時
(身を寄せられる親戚や知人がいない場合)



るべき行動

- 第一次避難所の開設状況や被害状況を確認する(情報収集の方法はP.79・80)
- 安全に行ける第一次避難所へ徒歩で避難する
- ルールを守り、積極的に運営に協力する



避難所での生活ルールはP.33~37

第一次避難所での生活が難しいと認められる要配慮者の方々は、福祉避難所(第二次避難所)へ移送します(P.23)。

※1「第一次避難所」とは?

震災時に自宅で生活できない場合に避難する場所で、区立の小・中学校、都立高校、大学などを指定しています。

第一次避難所は、近隣の町会・自治会等で組織した避難所運営会議を中心となり開設・運営されます。

私の第一次避難所は?

地図(P.41~60)で確認しましょう。

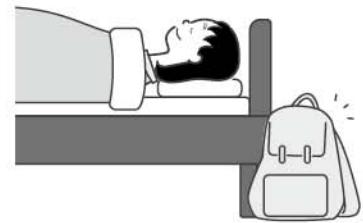
- 町会・自治会に未加入でも避難することができます。
- 避難経路が危険な場合などは、自分の町会・自治会が運営する避難所とは別の避難所へ行くこともできます。地図ではこの記号
- 日頃から、近隣の第一次避難所を複数確認しておきましょう。



▶ 確認したらP.81に書いておきましょう

持ち物

- 非常持出品をすぐ持ち出せる場所に用意しておく。
- マスク、アルコール消毒液などの感染症対策用の物品も忘れないように準備する。



▶ チェックリストはP.75・76

移動手段

- 高齢者、障がい者など、やむを得ない場合を除き、原則、徒歩で避難する。
- ※車での避難は、渋滞による二次災害発生の恐れや、緊急車両や歩いて避難する人の妨げとなる可能性があります。また、避難所に駐車場はありません。

ペット動物がいる場合

- 飼育に必要な物品(ケージ、リード、エサ、ペットシート、その他ケア用品など)を持つ避難する。
- 避難所での世話は飼い主が行う。

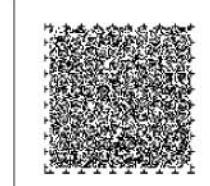
避難所運営本部では
ペット動物の世話は
できません。

<日頃からの準備も大切>

- 感染症予防ワクチンを接種する。
※犬の場合、年1回の狂犬病予防接種が必須で、注射済票と鑑札の装着も義務です。
- ノミやダニ等寄生虫を予防する。
- 無駄吠えしないようにする、ケージに慣らしておくなど、共同生活のための「しつけ」をしておく。



▶ ペット動物同行避難のルールはP.34



10 「福祉避難所(第二次避難所)」へ区が移送する



避難する
タイミング

※1 第一次避難所へ避難した後、要配慮者の方で、第一次避難所での生活が困難であると認められた場合



とするべき行動

□薬の備えや定期的な処置、電源を必要とする医療機器等が必要な方は日頃からかかりつけ医に相談しておく(P.27参照)

※1 「福祉避難所(第二次避難所)」とは?

福祉避難所は、第一次避難所での生活が難しい要配慮者の方々のため、福祉施設や地域学習センターなどを指定しています。

福祉避難所では、まずは介助者による介助を行っていただき、必要に応じて介護事業者にヘルパー派遣を要請します。

震災時は、被災者が殺到してしまうことを防ぎ、真に必要な方に施設を提供するため、区が順次福祉避難所を開設します。直接福祉避難所へ向かっても受け入れができないため、避難所へ避難することを決めた場合は、家族や近隣の方の力を借りて、まずは第一次避難所(P.21)へ避難してください。

※2 「要配慮者」とは?

高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、外国人の方など、災害時の避難行動や情報収集伝達等に特別な配慮を必要とする人のことです。内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々もいます。

移動手段

区が協定を締結しているバス事業者等の協力を得て第一次避難所から福祉避難所へ移送します。

ペット動物がいる場合

福祉避難所ではペット動物の受け入れは行いません。

<ヘルプマーク>

周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう東京都が作成したマークです。

ヘルプマークを身に着けている方は、ヘルプカードを持っている場合があります。



<ヘルプカード>

名前や住所、連絡先、緊急時に支援してもらいたいこと、配慮してもらいたいこと、服薬内容、その他伝えたいことなど、自由に書くことができます。



●障がいなどのある方

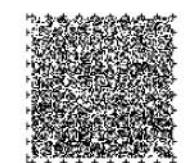
援助してほしいとき、周りの人にヘルプカードを見せましょう。援助してほしいことをあらかじめ書いて、鞄や財布の中に入れておくと安心です。

●困っている方を見かけた方

ヘルプカードを提示されたら、ご本人の了解を得た上で内容を確認し、書かれている事項について援助してください。確認を終えたら速やかにカードを返却しましょう。

<ヘルプマーク・ヘルプカードが必要な方は>

- ・障がい援護課各援護係(区役所北館1階・各福祉課内)
- ・足立保健所(中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)
- ・障がい福祉センターあしづと
- ・各区民事務所(戸籍住民課窓口サービス係を除く)



11 外出中は身を寄せられる場所にとどまる



- 施設管理者の指示に従う
- 安全確認できるまでむやみに移動しない

大地震が発生した後、およそ72時間は、1人でも多くの命を救うため、救命救助活動が最優先となります。公共交通機関が停止し、徒歩で帰ろうとする人で道路がいっぱいになると、救急車や消防車が通れなくなり、救助の妨げになります。

また、発災後、徒歩で帰宅中に余震に遭う可能性もあり、すぐに自宅に帰ろうすることは危険です。あせることなく情報収集や安全確認をして、まずはどこへ避難するか判断しましょう。

会社や学校など、身を寄せられる場所にいる時に地震にあった場合は、安全が確認できるまでその施設にとどまることが基本です。

＜こんな時はむやみに移動しない＞

- 夜間である。
- 余震が続いている。
- 自宅までの経路の安全が確認できない。



帰宅できなくなった場合

次のような施設を活用しましょう。

＜一時滞在施設＞

大地震発生時などは、鉄道等の公共交通機関が運行停止となり、帰宅が困難となった人を一時的に受け入れるため、一時滞在施設が開設されます（一部の都立高校などが指定されています）。

移動中に被災した場合には、都や区が発信する情報を収集した上で、近くの一時滞在施設にとどまりましょう。

＜災害時帰宅支援ステーション＞

帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための場所です。原則として発災後4日目以降に東京都と協定を締結しているコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどが、可能な範囲で次のような支援を行います。

- 支援内容
 - ・水道水の提供
 - ・トイレの使用
 - ・ラジオなどで得られた道路情報の提供など



コンビニエンスストア
ファミリーレストラン



ガソリンスタンド

▲目印はこのマークです

＜足立区内の事業者の方へ＞

従業員の3日分の水・食料などを備蓄してください。
また、来社中の顧客や取引先などのために、その10%程度を余分に備えるようにしてください。



12 要配慮者(P.23)の避難



発災時に介助者が近くにおらず、一人で行動することが難しい場合



とるべき行動

- 安全な姿勢をとり、少しでも安全な場所で助けを待つ
- 支援者と連絡をとり、一緒に避難する

いざという時に周囲の支援を得やすくするために、次のような事前の準備が大切です。

①家族等と話し合っておく

- 安否確認の方法や集合場所など、緊急時の連絡方法を決めておく。
- 介助・初期消火・持ち物などの役割分担、避難経路、避難にかかる時間や危険箇所の確認など、避難の方法を決めておく。

②かかりつけ医に相談しておく

- 災害に備えて予備の薬を処方してもらえるか確認する。
 - かかりつけ医以外の医師の診察を受ける場合に、伝えるべきことを聞いておく。
 - 人工透析など、定期的な処置が必要な方は、災害時の対応を相談しておく。
 - 電源を必要とする医療機器が必要な場合は、停電時の対策について相談しておく。
- ※身体障害者手帳をお持ちで人工呼吸器を使用されている方は、障がい援護課 各援護係へご相談ください。



③支援してくれる人を確保しておく

- 近所の方などに災害が起きた時の周囲の情報提供、安否確認、避難支援等をお願いしておく。
- 必要な支援の内容や方法を説明しておく。
- 複数人にお願いしておく。



④地域の方と交流する

- 日頃から病気や障がいのことを知っておいてもらえるようにしましょう。
- あいさつを交わす。
 - 地域のイベントや防災訓練などに積極的に参加する。
 - 障がい者団体やサークルなどに参加し、情報交換に努める。

自力で避難ができない方(避難行動要支援者)への支援について

足立区では、区内に住民登録があり、以下に該当する方を避難行動要支援者と定め、名簿を作成しています。名簿に該当する方へ送付している「災害時安否確認申出書」に必要事項を記入し、ご提出いただいた場合は、緊急連絡先等、より詳細な情報が登録され、地域の民生・児童委員等による安否確認や、その後の救護、避難支援等につながります。

※救護や支援が確約されるものではありません。

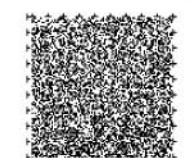
要介護3～5の方

身体障害者手帳1～2級の方および3級で 福祉タクシー・自動車燃料助成券受給の方

愛の手帳1～2度の方

障害者総合支援法の障害支援区分4～6の方

※施設等の長期入所者などを除く



<参考>水害時の避難について

避難所での3密（密閉・密集・密接）を避けるため、下記のフローを参考に、事前に避難所以外（自宅、親戚、知人の家等）への避難をご検討ください。

足立区洪水・内水・高潮ハザードマップを確認

確認ポイント

- 浸水深
- 浸水継続時間

河川ごとに確認してハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておきましょう。



足立区の
ホームページでも
確認できます。



自宅が浸水地域にある

いいえ

↓ はい

自宅に浸水しない階がある

↓ はい

いいえ

自宅が「家屋倒壊等氾濫想定区域」にある

※河川氾濫により「木造家屋等」が倒壊するほどの流速になる等の場合がある範囲（ハザードマップに記載あり）

いいえ

↓ はい

自宅が頑丈な建物である (木造などではない)

↓ はい

①在宅避難

- 自宅にとどまる
- 戸建てなどで浸水する階がある場合は浸水しない階へ移動する
- 「浸水継続時間」に合わせて必要な量の食料や日用品を用意しておく

②縁故等避難

- 浸水の恐れない親戚・知人の家やホテル等へ避難する

在宅避難・縁故等避難が難しい

③避難所への避難

- 区立小中学校等に開設される避難所へ避難する
- 火やお湯を使わない2食分の食料、水、タオル、上履きなどを持っていく